

建設業従事者でアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっている。現在でも建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。それはアスベストのほとんどが建設現場で使用され、そして国が建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因がある。

特に建設業は重層下請構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もない。国は石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められている。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、全国6つの地方裁判所に、国とアスベスト建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を起こしている。最も早く提訴した東京地裁と横浜地裁では、今年中に判決が出される。

よって狛江市議会は政府等に対し、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる補償の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト被害の早期解決を強く求めるものである。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012年）9月28日

東京都狛江市議会

平成24年9月28日 原案可決

提出先	内閣総理大臣	厚生労働大臣	環境大臣
	衆議院議長	参議院議長	